

「(仮称) 田町駅西口・札の辻交差点周辺地区まちづくりガイドライン (素案)

についてのご意見」 募集結果

田町駅西口・札の辻交差点周辺地区まちづくりガイドライン (素案) についてのご意見の募集に対し、電子メールや区民説明会への参加などにより、多くの皆様からいろいろなご意見やご提案をいただき、ありがとうございました。

区では、皆様のご意見を参考に、田町駅西口・札の辻交差点周辺地区まちづくりガイドラインを策定しました。ご協力ありがとうございました。

今後、区は、住民や事業者の皆様とともに、ガイドラインに沿ったまちづくりに取り組んでいきます。

1 区民意見募集

(1) 募集期間

平成24年11月1日 (木) ~平成24年12月3日 (月)

(2) 募集方法

電子メール、郵便、ファックス及び都市計画課窓口への提出

(3) 提出者数

12名

2 区民説明会

(1) 開催日

①平成24年11月22日 (木) 午後3時~午後4時40分 場所: 芝コミュニティはうす

②平成24年11月22日 (木) 午後6時~午後7時30分 場所: 芝コミュニティはうす

(2) 参加者数

計69名

合計意見数 51件

| 項目 | ご意見の概要 | 区の考え方等 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| まちの機能について | 1 田町駅に商業施設を誘致してほしい。 | ・ 具体的な施設の誘致等は事業者が行います。本ガイドラインP11の「土地利用の方針」の図にあるとおり、田町駅西口周辺(第一京浜南側)は『業務・産業活性化ゾーン』として、にぎわいを演出する商業施設などを含むことが望ましいことを示しています。 |
| | 2 東口側はだいぶ開発されるようだが、あわせて西口側も開発してショッピングがしやすくしてほしい。 | ・ 田町駅西口周辺(第一京浜南側)では、建築物の更新の際に、本ガイドラインP14にもあるとおり、「建築物の低層階に人を呼び込む店舗などを誘導し、にぎわいを創出します」としております。 |
| | 3 旧南海小学校跡地にショッピングセンターを計画してほしい。豊洲などにあるような大型なものが良い。 | ・ ショッピングセンター等具体的な施設は、事業者が今後整備の可否を決めることとなります。なお、小学校跡地の活用については、行政需要や地域からの要望を踏まえたうえで検討していきます。 |
| | 4 旧南海小学校や旧芝浜中学校跡地について、区は施設を計画しているのか。 | ・ 小学校跡地の活用については、行政需要や地域からの要望を踏まえたうえで検討していきます。 |
| | 5 本ガイドラインの対象エリア内には港区の施設が複数ある。本ガイドラインP25に「公共公益施設の充実を図る」との記載もあるように、よりよいまちづくりのために十分に活用すべき大切な地域資源である。特に、旧南海小学校跡地については、これまで幾度かにわたり地元へ貢献する公共施設を整備してほしいと要望してきたが、計画案もできていない。札の辻交差点北西側の低未利用地における開発と一体的に跡地活用方策を検討することが望ましいと思われる。早期に検討してもらいたい。 | |
| | 6 西口側に区立の保育園、学童保育施設などをつくってほしい。現在の暫定保育園は幹線道路の前すぎて環境的によくない。旧南海小学校跡地あたりの土地の一部を使ってほしい。 | ・ 現在のところ、本地区内に新たに区立保育園や学童クラブ等を設ける計画はありません。札の辻保育室は、緊急暫定施設のため、田町駅東口北地区に新設される保育園が完成するまでの運営となります。また、旧都税事務所・三田警察署跡地に暫定的に移転している芝保育園は、耐震改修後、元の場所に戻って運営される予定です。本ガイドラインでは環境にも配慮した上で、開発等に合わせ子育て支援施設などを誘導していくことを示しています。 |
| | 7 無駄な公共機関はこれ以上ふやしてほしくない | ・ 地域に必要な公共公益施設を的確に見極め、適切な機能・規模が配置できるよう、今後も図ってまいります。 |

| 項目 | ご意見の概要 | 区の考え方等 |
|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| まちの機能について | 8 田町駅西口の喫煙所を撤廃してほしい。毎朝煙で非常に不快である。 | ・ 喫煙所は、駅前のタバコのポイ捨てや歩きタバコの防止のために設置してきた経緯がありますが、今後、駅周辺の喫煙所については、喫煙所利用の実態や地元の皆さんのご意見等を踏まえながら、検討していきたいと考えております。 |
| | 9 ちいばすのルートをややしてほしい | ・ ちいばすは、現在区内で7ルートが運行されており、そのうち3ルートが田町駅西口を経由しております。ちいばす路線の見直しにつきましては、需要やサービスの向上と経費の拡大とのバランスを総合的に考慮し、関係機関との合意形成を図りながら、検討していくこととしています。 |
| 基盤施設の整備について | 10 札の辻橋側に将来田町駅の改札をつくることも考えられるのか。 | ・ 現時点において、田町駅の改札口新設の計画はありません。本ガイドラインでは田町駅の改良が行われる際の歩行者ネットワークの強化について検討を示しています。 |
| | 11 エリア①に示されている田町駅とのデッキレベルの動線強化は、該当箇所の開発に合わせた段階的な整備が現実的だと思う。 | ・ エリア①(田町駅西口周辺(第一京浜南側))に示されている田町駅西口と札の辻交差点を結ぶデッキレベルの動線強化は、田町駅西口周辺(第一京浜南側)の各地権者の建築物の更新に合わせて段階的に整備していくことを想定しています。エリア③(札の辻交差点周辺)までデッキを整備するにあたり、エリア①及びエリア③の建築物が更新されていく際には、歩行者交通量に対応した歩行者動線の確保について検討する必要があると考えています。 |
| | 12 本ガイドライン素案には、聖坂側と第一京浜側をつなぐルートとして、「歩行者動線の強化」「デッキレベルの動線強化」が明記されている。現在、三田三丁目・四丁目地区で計画されている再開発事業が推進されれば、地形的な段差を解消するバリアフリー動線がガイドラインの考えに沿って整備される予定と聞いている。ぜひ早期実現に至るよう、区も指導してほしい。 | ・ エリア③(札の辻交差点周辺)についても、本ガイドラインの目指すまちづくりが行われるよう、開発を行う事業者と協議していきます。 |
| 13 札の辻歩道橋の再整備も含め、札の辻交差点北西側の開発を早期に進めてもらいたい。 | | |

| 項目 | ご意見の概要 | 区の考え方等 |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基盤施設の整備について | 14 札の辻歩道橋は古くなっている。このまま改修されないのか。 | ・ 札の辻歩道橋は国道事務所が管理しており、補修等のメンテナンスも実施していると聞いています。 |
| | 15 現在、札の辻交差点の歩道橋には、エレベーター等のバリアフリー対応施設が整備されておらず、高齢者や障害者、またベビーカーを利用する親子連れ等には利用困難な環境である。昇降に負担のかかる階段の利用を避け、横断歩道を無理に渡り急ぐ人の姿もよく目にする。札の辻交差点の歩道橋再整備をぜひとも早急に進めてほしい。 | 今後、歩道橋を含めたバリアフリー動線の確保について関係者と協議していきます。 |
| | 16 札の辻交差点の横断歩道は、近くには現在二つの保育園と一つの幼稚園があることから、利用する子どもが多い。また高齢者が渡り急ぐ姿もよく見かける。歩道橋に上がるエレベーターがあれば、より安全かつ急ぐこともなく、大通りを渡ることができるのと思わずにはいられない。近所の住民の方々も高齢の方も多数いるので、歩道橋の再整備が一日も早く実現するよう求める。 | |
| | 17 札の辻交差点の角地等で、ガイドライン策定前に計画された建築物が建設されると、歩道橋の改良やエレベーターの設置ができないのではないかと懸念がある。本ガイドラインに強制力がないというなら実現するのは難しいのではないかと。 | |
| | 18 聖坂をのぼるための近道をつくってほしい。現在ある聖坂上へ向かうエレベーターだけでは不便。 | ・ 本ガイドラインでは、田町駅西口から札の辻交差点を通じ聖坂上までのバリアフリー動線の確保を目指しております。本ガイドラインで示すまちづくりの実現に向け、関連する事業者等と協議していきます。 |
| | 19 田町駅西口及び聖坂上まで連続したバリアフリー化について、本ガイドラインP16に示されたデッキレベルで聖坂に接続する部分は坂の途中である。そこから坂道が急になっている。事業者とよく調整し、坂の上までバリアフリー動線を持つてくる方策を考えてほしい。 | ・ 本ガイドラインP16に示された箇所が具体的な位置を示しているものではありませんが、今後、開発が行われる際には、坂の上までのバリアフリー動線の確保を事業者に求め、協議していきます。 |
| | 20 現在ある聖坂上へ向かうエレベーターは夜中使えない。また、近くに案内のサインがない。有効に利用できるよう、指導してほしい。 | ・ 本ガイドラインで示している魅力的なまちの形成を目指すために、来街者などにもわかりやすく安全で快適に利用できるまちに向けて、事業者を誘導していきます。 |

| 項目 | ご意見の概要 | 区の考え方等 |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基盤施設の整備について | 21 駅から動く歩道で札の辻方面まで行けるようにしてほしい。 | ・ 本ガイドラインでは、田町駅西口から札の辻交差点を通じ聖坂上までのバリアフリー動線の確保と、本地区内の歩行者動線の強化を目指しており、その中には田町駅西口から札の辻交差点までの間のデッキレベル動線の強化も含まれます。動く歩道の整備については、整備主体、維持管理、にぎわいの連続に関する有効性等に課題があることから実現性が低い状況にあります。本ガイドラインで示すとおり、住民、事業者、行政等が協働して、歩いて楽しいまちの実現を図ってまいります。 |
| | 22 第一京浜北側の拡幅について、60年以上も前に決定したことが未だに実施されていない。国土交通省と連携は図っているのか。国土交通省ともっと連携して進めてほしい。 | ・ 区では、国や事業の施行者である東京都に対し、都市計画道路の早期完成を要望してまいりました。引き続き、強く要望してまいります。 |
| | 23 まち並みにマイナスイメージを与える、電柱をなんとかしていただきたい。 | ・ 区では、都市防災機能の向上や安全な歩行空間づくり、都市景観の改善を図ることなどを目的に、電線類の地中化を推進しています。今後とも、積極的に事業化を図り、電線類の地中化を強力に推進していきます。 |
| | 24 品川駅前にある機械式駐輪場の導入は有効であると考えられる。田町駅西口でも導入を検討してほしい。 | ・ 区では、当面の対策として、平成24年5月に、区有地等を活用して暫定自転車等駐車を整備しました。今後も田町駅西口における放置自転車対策に関して、本地区における有効な手法の導入について検証をしながら取り組んでまいります。 |
| | 25 JRを使うための自転車なので、JRに駐輪施設をつくるように区として指導を行ってほしい。 | ・ 田町駅西口周辺では、暫定自転車等駐車が設置されて放置自転車等禁止区域を指定したことにより、放置自転車が大幅に減少しています。自転車等駐車の設置や放置自転車対策に関して、鉄道事業者に対しても積極的な協力を求めてまいります。 |
| | 26 放置自転車対策として、品川駅の方で実施している自転車シェアリングを田町駅周辺でも実施するなど、自転車のまちとして田町を考えてほしい。 | ・ 区では、本年度から自転車シェアリング事業の実証実験へ向け調査を進めており、平成24年9月には、民間事業者による自転車シェアリングの社会実験が港南地区で開始されました。これらの効果を検証した上で、今後の事業展開について検討してまいります。 |

| 項目 | ご意見の概要 | 区の考え方等 |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基盤施設の整備について | 27 L型側溝では自転車が走りにくい。円型水路側溝にし、車路を自転車が走れるように、自転車のまちづくりの拠点として発信してほしい。 | ・ 国土交通省と警察省が合同で平成24年11月に公表したガイドラインでは、自転車走行空間の路面については、平坦であり、滑りにくい構造とする方向性が示されたことから、走行空間の形態ごとに、適切な構造について、検討する必要があると考えています。 |
| 防災について | 28 東日本大震災以降、地域の防災性や安全性の確保が広く話題になっている。本ガイドライン素案には、地域の防災拠点機能を整備する旨が明記されており、とても重要な事項だと考える。 常日頃から住民が安心して暮らせるよう、非常時における防災拠点の整備を早期に推進されたい。 | ・ 本ガイドラインP18に示すとおり、地域住民の安否確認や初期消火・救護活動の拠点となる場所について、災害直後の集合場所や防災訓練等にも使用できるスペースの確保について検討していくこととしています。 |
| | 29 素案では、防災拠点機能の整備が記載されているが、現在は地元住民が自ら優先的に使える防災拠点が存在しない。今後の開発で地元住民が利用できる防災拠点が整備されることを期待している。 | |
| | 30 旧芝浜中学校の用地を買い戻し、区有地の防災公園としてほしい。 | ・ 旧芝浜中学校は、旧南海小学校の用地の一部とともに、新しく建設した芝浦小学校(芝浦四丁目)の用地と用地交換を行いました。区で旧芝浜中学校用地を買い戻す計画はありません。 |
| | 31 災害時のトイレの問題をどの程度考えているのか。マンホールトイレ等を整備してほしい。 | ・ 開発に合わせてマンホールトイレの整備ができる場所は、整備を誘導していきます。また、マンホールトイレの整備等が困難なビル等では、便袋等を3日分程度用意するなどの対応も有効であると考えています。 |
| 景観と緑について | 32 都心でありながら緑豊かな住環境が、とても気に入っている。三田ツインビル西館の緑地は、本ガイドライン素案にある斜面緑地保全再生ゾーンの一部と推測するが、その緑地に連続して、新たに再開発事業区域の緑地が整備されることになれば、より一層、地域住民が自然を体感できるようになると大いに期待している。 | ・ 本ガイドラインP20に示すとおり、札の辻交差点西側にある斜面緑地は、貴重な地域資源としての緑の軸としています。新たな開発では、既存の公開空地や斜面緑地と面的に連続させるように保全・再生し、一体的な斜面緑地の景観形成とともに生物の生息空間の保全・連続化を図ることができるよう、事業者と協議し、誘導していきます。 |
| 地域コミュニティについて | 33 素案では、エリア毎の整備イメージとして、エリア③にて地域の交流拠点の形成が記載されているが、地元町会では、毎年春に町内にある三田ツインビル西館の公開空地にて地域イベントを開催し、地域の住民が広く交流する機会を設けている。札の辻交差点北西側の開発により、更に広場等が整備されることによって、地域コミュニティ活動がより一層活発化することができるものと考えており、早期の実現を大いに期待している。 | ・ 開発にあたっては、本ガイドラインP24のとおり「業務機能を中心に住・商・学が融合した、地域の交流拠点の形成」というまちづくりの方向性を掲げ、交流空間となる公園や広場の確保を目指しています。本地区の地域コミュニティ活動がより一層活性化されるまちづくりが展開されていくよう図っていきます。 |

| 項目 | ご意見の概要 | 区の考え方等 |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域コミュニティについて | 34 公開空地について事業者が開放してくれないという状況もみられる。地域の人が使えらるよう、港区が関われるようなものとしてほしい。 | ・ 公開空地は日常一般に開放される空地又は空間です。本ガイドラインの目指すまちづくりの実現に向けて、住民・事業者・行政等が協調していく必要があると考えています。 |
| まちづくりの実現について | 35 昨今、マスコミ報道等でもJR新駅構想が話題となっている。品川～田町間が東京のサウスゲートとなって国際競争力の強化に寄与するよう、本ガイドラインを踏まえつつ、拠点性やシンボル性の高い市街地整備が早期に実現することを願っている。 | ・ JR新駅構想につきましては、区としては具体的な情報をもっておりません。引き続きJRを含む交通事業者等とも、本ガイドラインの目指すまちづくりの実現に向けて、協議を行ってまいります。 |
| | 36 区が開発事業者とまちづくりについて協議していくというのはどういうことなのか。 | ・ 住民・事業者・行政等が協力してまちづくりを進めることを前提に、公共施設整備、基盤施設整備、民間開発をどのように進めていくのか、役割分担やルールづくりを行っていきます。 |
| | 37 本ガイドラインに書いてある事業者というのは区で決定しているのか。この地区唯一の大型の物件で三田の発展に大きく関わるものである。地域としては住民にとっていいものを行う事業者にしてもらいたい。 | ・ 本ガイドラインにおける事業者とは、特定の業者等ではありません。事業者の選定は、地権者が行います。区としては、本ガイドラインの目指すまちづくりの実現に向けて、事業者と協議し、誘導していきます。 |
| | 38 エリア③(札の辻交差点周辺)内のマンションには、建物の老朽化が進む一方、容積オーバー等の理由から、単独建替えは難しい状況にあるものが存在する。マンション再生には再開発事業が必要であり、地権者の多くが早期推進を望んでいる。区も再開発事業の推進を支援してほしい。 | ・ 本ガイドラインの目指すまちづくりの実現に向けた土地利用転換等が早期に行われ、一体的な整備を行うにあたっては、市街地再開発事業も事業手法の一つとして捉えております。 |
| | 39 エリア③(札の辻交差点周辺)の整備は、再開発事業により高度利用化や基盤整備を通じて実現されるものと考えられる。区も再開発事業の推進を支援してほしい。 | |
| | 40 札の辻交差点周辺の学校跡地は長らく空地や駐車場になっているが、防犯上の観点からも好ましい状況ではない。当該地では再開発事業が計画されていると聞いているが、再開発によって子ども達も安心して生活できる環境が整い、まちが活性化することは良いことなので、早期の実現を期待している。 | ・ 本ガイドラインP19に防犯への取組方針を示しており、これらを踏まえたまちづくりが行われるよう、開発を行う事業者と協議し、誘導していきます。 |

| 項目 | ご意見の概要 | 区の考え方等 |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| まちづくりの実現について | 41 エリア③(札の辻交差点周辺)に所在する幼稚園について、将来的な建替えの際には、現在と同様に、子どもが遊べる園庭と適切な教育を快適に受けることができる単独の独立した園舎への建替えが可能となる様、「業務・産業活性化ゾーン」の方針を定めると同時に、園舎のまわりを緑豊かな環境とすることや、通園にかかる道路からの見通し確保や安全性の配慮、防犯性向上などを配慮することも方針に定めてもらいたい。 | ・ 本ガイドラインではエリアを3つに分けており、エリア③(札の辻交差点周辺)はエリアの内外に教育施設などが立地する文教のまちという顔をもったエリアであることを示しています。整備にあたっては、公開空地と斜面緑地等により自然や緑に触れ合える空間を目指すとともに、防犯への取組方針も掲げ、犯罪の起きにくいまちづくりを進めていくこととしています。本ガイドラインに沿ったまちづくりが行われるよう、事業者と協議し、誘導していきます。 |
| | 42 エリア③(札の辻交差点周辺)の再開発について、現在は反対するつもりはないが、合意できない面もある。一区民のこのような立場を理解してもらいたい。 | ・ まちづくりにあたっては、関係する地権者の方々の十分な合意形成が必要であると考えております。区は、本ガイドラインに沿ったまちづくりが十分な合意形成に基づき進められるよう、誘導してまいります。 |
| | 43 札の辻交差点北西側の多くの地権者をまとめていくには、行政のリードが必要だと思う。 | ・ 本ガイドラインの策定後、まちづくりに関する勉強会やまちづくりのルール作りに協力していきたいと考えています。 |
| | 44 旧芝浜中学校跡地は旧浅野財閥屋敷跡でもあり、開発事業者には歴史的資源の保存等に配慮するよう指導してほしい。地域としては2つの学校がなくなったという思いがある。また、企業などをまちに誘致することも重要と考えている。その両面を踏まえ、区として考えをしっかりと持ってほしい。 | ・ 本ガイドラインP24に、エリア③(札の辻交差点周辺)は、「業務機能を中心に住・商・学が融合した、地域の交流拠点の形成」を目指すエリアとして位置づけております。本ガイドラインの目指すまちづくりの実現に向け、事業者を誘導していきます。 |
| | 45 具体的に地区ごとの開発についてやらないといけない。意見は時間が経てば経つほどいろいろでくる。決断を早くしてほしい。 | ・ 住民・事業者・行政等が連携することで本ガイドラインの目指すまちづくりの実現を迅速に図っていただけるように取り組んでいきます。 |
| | 46 平成18年頃の東京電力との用地交換の時から5年以上経っており、まだ長期になる気がする。 | |
| | 47 エリアマネジメント組織の活動によりまちを運営していくとの記載があるが、具体的にはどのような組織を想定しているのか。 | ・ 本ガイドラインP25の「エリアマネジメント組織」は、まちに関わる住民、企業、開発事業者、行政等が参加して組織化したエリアマネジメント組織が、まちの活性化をめざし、まちを運営していくことで、継続的なまちの発展につなげようとするものです。本ガイドラインP25では、まちづくりに関する勉強会やまちづくりルール検討会といった組織が発展的にエリアマネジメント組織として組織化されることをイメージしています。 |

| 項目 | ご意見の概要 | 区の方考え方等 |
|---------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| まちづくりの実現について | 48 本ガイドラインが実行される期間はどれくらいを想定しているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> 上位計画として、平成19年4月に策定され概ね20年後を目標としている「港区まちづくりマスタープラン」というものがあり、本ガイドラインはこのマスタープランの目指すまちづくりの地区版の指針となります。本ガイドラインでは、実行される期間を定めていません。建築物の更新時等に合わせ、地域でのルールづくりや合意形成を進め、本ガイドラインの目指すまちづくりの実現に取り組んでいきます。 |
| 位置づけについて | 49 本ガイドラインは、「アジアヘッドクォーター特区構想」とどのような整合性を図っているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> 本地区には技術力に優れた中小企業やベンチャー企業が数多くあり、アジアの成長企業を誘致するだけでなく、優れた技術製品等を海外に向けて発信していくことも求められると考えております。そのため、本ガイドラインでは、P11のとおり、本地区がもつ企業間連携・産学連携に適した立地特性を生かすまちづくりを目指しています。 |
| 50 | 「アジアヘッドクォーター特区構想」について、区の関係部署である国際化推進担当と連携をとっているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> 東京都が新たな外国企業誘致プロジェクトを実施するエリアとしている「アジアヘッドクォーター特区」は本ガイドラインの上位計画の一つであり、区の関係部署はもとより、国及び東京都等の関連機関とも連携を図ってまいります。国際化推進担当とは、国内外から訪れる人で活気に満ちたまちを目指すため、本ガイドラインの外国語版の必要性などについて打合せを行っています。 |
| ガイドラインの策定について | 51 本ガイドラインの策定等、まちづくりにあたって、審議会や有識者会議などを設置しているか。 | <ul style="list-style-type: none"> 本ガイドラインを策定するため、まちづくり構想策定委員会を設置して検討してきました。また、アンケートや地元町会・自治会・商店会長や住民との意見交換会を通じて、多くのご意見・ご提案をいただき活発な議論を行ってきています。 |